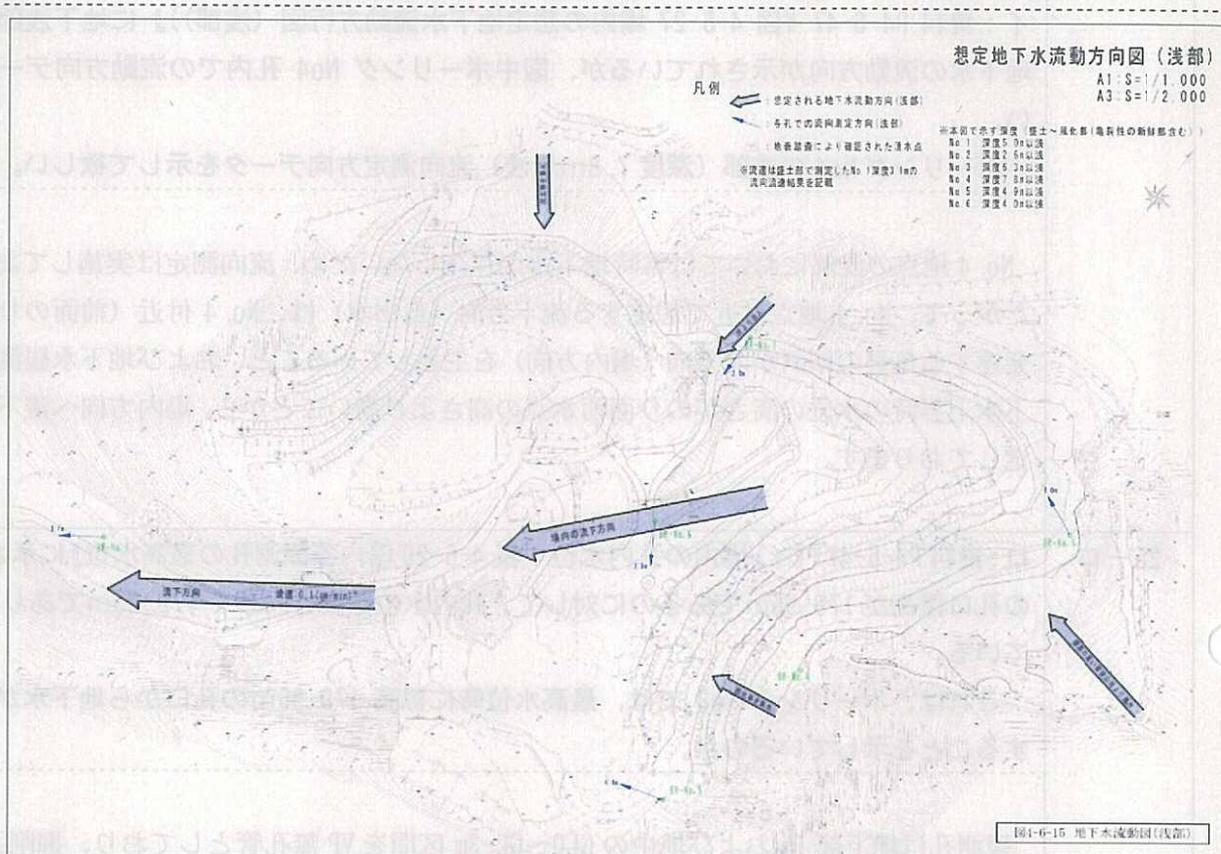


C-6-1 環境（アセスメント全般）

意見書 No	内 容
21-イ	<p>地域の生活環境の保全上重要な要素となる、地下水の調査結果（P4-6-47 図 4-6-27 場内の想定地下水流動方向図（浅部））についての疑問。</p> <p>イ：一箇所のボーリング地点 No1 の、しかも人口的に盛土された場所での流速測定結果だけをもって、「地下水流速速度が非常に遅いことが想定されるため、地下水深部に浸透する可能性は低いものと判断する。」（P4-6-47）と結論付けるのは問題がある。</p> <hr/> <p>生活環境影響調査報告書の中で、「地下水流速速度が非常に遅いことが想定されるため、地下水深部に浸透する可能性は低いものと判断する。」という結論に至るまでの説明が不十分だった部分もありました。申し訳御座いません。</p> <p>ただ、御指摘のように一箇所のボーリング地点 No1 の流速測定結果だけをもって、判断した訳ではありません。</p> <p>具体的には、No.6 地点において地下水検層を実施し、風化岩以浅(深度 4.0m 以浅)において地下水流動層が検出されています。一方、深度 4.0m 以深の新鮮部では明瞭な抵抗値の回復が見られず、ルジオン試験から推定した透水係数が 10^{-6}m/s 以下となっております。また、各地点のボーリングコアでは新鮮部において部分的な亀裂は存在するが、流速が概ね 10^{-6}m/s 以下(測定可能な範囲の下限値付近のため参考値)であること、孔内水を揚水した後の回復状況から算出した参考の透水係数が 10^{-8}～10^{-10}m/s であることから、地下水深部に浸透する可能性は低いものと判断しております。</p>
21-ロ	<p>ロ：図中に示される地下水流動方向（浅部）の矢印には、「雨水等を集水」「沢より流入」「標高の高い背後山地より集水」「雨水等を集水」等の記載がなされ、これらの流水が場内中央部に集まり、処理調整槽設置方向へ流下するように表現されている。</p> <p>しかし、これらの記載内容は、本来参照されるべき各ボーリング孔の地下浅部の調査結果を反映したものではなく、地表岩盤上を流れる自由水を示したものである。</p> <p>よって、P4-6-47 に記載された「地下水流動層は、亀裂性の岩盤風化部及び土砂部にあたり（浅部）、流動方向は地形の傾斜方向（高低）である。」との結論と流下方向は、地下浅部に想定される地下水の流向ではなく、流水処理の上で理想となる方向（矢印）に水が流れるとの結論が導かれるためにデータを選択した疑念が持たれる。</p> <hr/> <p>地下水検層結果や浅部の流向調査結果、地下水観測結果による水位および地形状況を勘案し、浅部（岩盤風化部～土砂部）の地下水は自由水であると判断しており、図に示す地下水流動方向（浅部）を想定しております。</p>
25-イ	<p>地域の生活環境の保全上重要な要素となる、地下水の調査結果（P4-6-47 図 4-6-27 場内の想定地下水流動方向図（浅部））についての疑問。</p>

	<p>イ：資料 P4-6-47『図 4-6-27 場内の想定地下水流動方向図（浅部）』に地下浅部の想定される地下水の流動方向が示されているが、図中ボーリング No4 孔内での流動方向データの記載がない。</p> <p>ボーリング No4 の浅部（深度 7.8m 以浅）流向測定方向データを示して欲しい。</p> <hr/> <p>No. 4 地点の浅部においては常時地下水が存在しないため、流向測定は実施していません。したがって、No. 4 地点付近で想定する流下方向（自由水）は、No. 4 付近（前面のり面）の岩盤に発達する亀裂の傾斜が北方向（場内方向）を主としていること、および地下水観測結果による地下水上昇時の水位の高さがのり面湧水点の高さより高いことから、場内方向へ流下するものと想定しております。</p>
25-口	<p>口：資料 P4-6-47『(イ) 場内の孔内水位 表 4-6-20 場内各観測孔の最高水位』に示された③ (No3) の孔口標高が 179.95m であるのに対して、孔内水位標高も同じく 179.95m であり、GL0m となっている。</p> <p>これは、ボーリング No3 では、最高水位時に標高 179.95m の孔口から地下水が浸出（湧水）することを示しているのか。</p> <hr/> <p>観測孔は地上部 1m および地中の GL0~GL-3m 区間を VP 無孔管としており、掘削孔と VP の隙間から地表水が流入しないように GL0~GL-3m 区間をセメント等により遮水しております。</p> <p>地下水位は水圧から自動計測しておりますので、地下水が地表面に浸出する様な状況に至った場合、観測孔内では地上部に孔内水位が達し、記録データは GL+（0 よりも大きくなる）となります。しかしながら、結果からは GL+ を示すデータは記録されていませんので（水位の測定は 1 時間毎に自動記録）、一時的に GL0m まで地下水が上昇するものの、地表面に浸出するような状況には至っていないものと考えております。</p>
25-ハ	<p>ハ：地下浅部における地下水の流速データは、ボーリング No. 1 で測定した結果のみが記載されている。他のボーリング孔での流速結果を示して欲しい。</p> <hr/> <p>他のボーリング孔での流速は $4\sim 6 \times 10^{-6} \text{m/s}$ (No. 2-2m : $6 \times 10^{-6} \text{m/s}$、No. 3-6m : $4 \times 10^{-6} \text{m/s}$、No. 5-4.4m : $4 \times 10^{-6} \text{m/s}$、No. 6-2.9m : $4 \times 10^{-6} \text{m/s}$) となっております。ボーリング No. 1 地点の測定結果が最も速い流速を記録したため、これを結果の総合図に示しました。</p>



※「奥山の杜クリーンセンター 設置事業に係る生活環境影響調査 報告書」図 4-6-15 地下水流動図（浅部）および図 4-6-27 場内の想定地下水流動方向図（浅部）

53 環境影響調査でちょうど台風があった10月、台風のため測定できなかったようですが、台風時こそ調査が必要だと思いますが。強風時、台風時の影響を具体的に調査してください（粉じん）。

10月8日4時～14時にかけて台風による停電のために測定できませんでしたが、強い風の吹く冬季にも調査を実施しています。また、年間を通した変動が把握できるように四季別に調査を実施しています。台風時の影響については、雨も同時に降ることが多く、粉じんが発生しにくい気象条件となりますが、台風等予め天候が荒れることが予想される場合は、搬入規制等の措置を取ります。また、台風以外の強風時（風速 5.5m/s 以上）には、十分な散水を実施するなどの粉じん対策を実施する計画となっています。

58 株式会社ミダック側の生活環境影響調査は信用できない。県道の集落が終わった地点の調査ではなく、最も影響が大きいと考えられる地点の選定をした上で再調査、予測、評価して欲しい。

県道の調査地点は、最も多くの廃棄物運搬車両が走行するのが県道であることから、その影響を把握することを目的に観測装置に必要な電源の確保、スペース、安全を考慮し、影響が考えられる代表的な地点として選定し、現況把握、予測、評価を行っています。

	<p>こうした調査地点の選定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月。)を基に、各影響要因の特性に応じ、粉じんや騒音などといった調査項目を抽出し、それが与える影響を想定し、科学的見地から合理的に選定しました。</p> <p>当然、この選定調査地点は、事前に市に照会し確認を受けており、そのうえで、予測、評価を行っております。</p>
71-2	<p>「日本総研株式会社」の環境影響調査結果の妥当性を客観的に示していただきたい。</p> <p>環境影響調査を実施した日本総研は、環境計量証明事業登録を県から認可された環境コンサルタント会社であり、環境影響調査のベースとなる現地調査結果は信頼性の高い正確なものであると考えます。</p> <p>また、環境影響評価を実施するコンサルタント等には、登録制度といったものはありませんが、日本総研は民間企業だけではなく各自治体の業務も数多く実施しており、最終処分場を対象とした浜松市関連の環境影響調査では、平和最終処分場および浜北環境センター(当時、浜北市)の実績があります。</p> <p>そのため、日本総研が実施した環境影響調査結果には妥当性があると判断し、環境保全に関する提案事項を事業計画にも反映致しました。その反映状況に関しては、生活環境影響調査結果の p5-26～p5-30 に記載してあるので、参考にして下さい。</p>
72	<p>頂いた資料には、結論のみの記載が多く、根拠データが少ないと思います。事業の推進を目的とし、「影響が少ない」という結論に導かれるよう作成されているのではないのでしょうか。</p> <p>平成 22 年 10 月 31 日の事業計画説明会で配布させていただきました資料は、関係住民の皆様の本計画の概要、即ち、平成 22 年 9 月 27 日に提出した廃棄物処理施設に関する事業計画書および平成 22 年 10 月 4 日に提出した汚染土壌処理施設に関する事業計画書の内容について説明するためにまとめさせていただいたものです。</p> <p>この事業計画書とは、条例に定めるとおり施設の概要をはじめ、維持管理に関する計画、各種図面、生活環境影響調査の結果等多岐にわたる内容で非常に膨大な量の資料となっております。</p> <p>本計画について皆様に告示のあった日より、市役所、引佐地域自治センター、引佐図書館の 3 箇所において自由にご覧いただけるようになっておりますので、ご意見にありました根拠データ等につきましても、こちらでご確認いただけます。</p> <p>環境影響調査を実施した日本総研は、環境計量証明事業登録を県から認可された環境コンサルタント会社であり、環境影響調査のベースとなる現地調査結果は信頼性の高い正確なものであると考えます。</p> <p>また、環境影響評価を実施するコンサルタント等には、登録制度といったものはありませんが、日本総研は民間企業だけではなく各自治体の業務も数多く実施しており、最終処分場を対象とした浜松市関連の環境影響調査では、平和最終処分場および浜北環境センター(当時、浜北市)</p>

	<p>の実績があります。</p> <p>そのため、日本総研が実施した環境影響調査結果には妥当性があると判断し、環境保全に関する提案事項を事業計画にも反映致しました。その反映状況に関しては、生活環境影響調査結果の p5-26～p5-30 に記載してあるので、参考にして下さい。</p> <p>従いまして、ご意見にあるような、事業の推進を目的し「影響が少ない」という結論ありきで、これを導くように恣意的に作成をさせることはできません。</p>
111	<p>日本総研の [] の発言は、とても中立な立場とは思えない。明らかに逸脱している。ベントナイト混合土を通った水は、真水になり安全だと言ったが、本当なら、ベントナイト混合土で作って（廃棄物を）中にいれば安全ということになり、環境汚染はないことになる。</p> <p>断層があるのに、あるというだけで調査していない。今後 30 年以内に東海沖地震が起こる確率は 86%と東京大学の教授は言っているのにである。とても信用できない。市としてマグニチュード 8.0～8.6 クラスの地震が起きたときどの方向にどのくらい動くのか調査すべきである。</p> <p>また、日本総研の調査結果を検証すべきである。ミダックとのしがらみの無い別の調査会社に依頼して欲しい。</p> <p>この結果が出るまでは話を進めるべきではない。</p> <hr/> <p>ベントナイト混合土を通った水は、真水になるとの説明は間違いであり、有害物質はベントナイト混合土層を通過できないが正確な説明です。訂正致します。</p> <p>改めてベントナイトの説明をさせていただきます。</p> <p>ベントナイト混合土には過作用とイオン交換作用があり、有害物質は通過することができません。特にダイオキシン類のような疎水性の化学物質や有機溶媒のような水に浮く化学物質はベントナイト混合土層を通過することができません。これは水に油が浮くのと同じ原理です。従いまして、ベントナイト混合土層を通過した水は有害物質を含みません。</p> <p>断層については、今回の計画に先立ち、既往文献の収集から始まりボーリング調査（点の調査）や放射能探査、比抵抗 2 次元探査（面の調査）、さらには、ボーリング孔を用いた地下水流動調査等を実施しております。現状、考え得る調査は全て実施しております。</p> <p>さらに、静岡大学創造科学技術大学院の []（地震テクトニクス専攻）に依頼した調査では、現地を確認された断層については、これが活断層の構造が見られないことを確認していただいております。</p> <p>活断層は「過去 200 万年以降に活動した断層」と定義されております。</p> <p>断層ガウジは「比較的浅部の地下において断層運動に伴って生成される粘土物質を含む脆弱部」と定義されておりますが、断層ガウジの生成が活断層を定義する要因にはなっておりません。</p> <p>従いまして、たとえ断層ガウジが確認されたとしても、それが即ち活断層である根拠にはなりません。また、教授によれば、当該地において活断層および断層ガウジはないと確認して頂いております。</p>

また「ミダックとのしがらみの無い別の調査会社に依頼して欲しい」とのご指摘がございますが、環境影響調査を実施した日本総研は、環境計量証明事業登録を県から認可された環境コンサルタント会社であり、環境影響調査のベースとなる現地調査結果は信頼性の高い正確なものであると考えます。

また、環境影響評価を実施するコンサルタント等には、登録制度といったものではありませんが、日本総研は民間企業だけではなく各自治体の業務も数多く実施しており、最終処分場を対象とした浜松市関連の環境影響調査では、平和最終処分場および浜北環境センター(当時、浜北市)の実績があります。

(補足：イメージ説明)

御質問の中で“中立”云々のくだりがあり、当社と日本総研の関係からして彼らが正確な見解を示していないのではないかと疑念を持たれているように察しましたので補足させていただきます。

例えば「公認会計士」やその法人格である「監査法人」をお考えください。

彼らは、「企業の求めに応じ、その企業から報酬を得て、その企業の財務書類の監査や証明を行う者」と定義されています。彼らは、当然その資格に掛けて、たとえ報酬を払っている企業の意思に反しても、正確で公正な監査・証明を行います。

日本総研の立場もイメージ的には同じとお考え頂いて差し支え御座いませんし、先般の説明会で、日本総研を紹介するに際して“中立”云々の御紹介を致しましたが、その意図も正にここにあります。

何卒、御理解のほど宜しくお願い申し上げます。